四日市市優良建設工事表彰要領

平成 15 年 4 月 1 日施行 平成 15 年 9 月 22 日一部改正 平成 17 年 4 月 1 日一部改正 平成 19 年 4 月 1 日一部改正 平成 21 年 4 月 1 日一部改正 平成 21 年 6 月 1 日一部改正 平成 23 年 4 月 1 日一部改正 平成 29 年 4 月 1 日一部改正

(趣旨)

- 第1条 この要領は、建設工事の施工の適正化及び施工技術の向上を図ることを目的に、市発注の建設工事を優秀な成績で完成させた建設業者及び工事技術者を表彰することについて、必要な事項を定める。 (定義)
- 第2条 この要領において「建設工事」及び「建設業者」とは、建設業法(昭和24年法律第100号)第2 条に定める建設工事及び建設業者をいう。
- 2 この要領において市発注の建設工事とは四日市市、四日市市上下水道局及び市立四日市病院が発注する建設工事をいう。
- 3 この要領において工事技術者とは建設業者が雇用する工事技術者をいう。

(対象となる建設工事)

- 第3条 この要領による表彰の対象となる建設工事は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす工事と する。
 - (1) 契約金額が500万円以上の工事(修繕、解体、しゅんせつ等を除く。)であること。
 - (2) 表彰を行う年度の前年度(以下「対象年度」という。)において工事が完成していること。
 - (3) 対象年度において対象となる建設工事を2件以上完成していること。ただし、対象年度の完成が1件の場合は、その前年度に対象となる建設工事を1件完成している場合に限り、対象となる建設工事を2件完成しているものとみなす。

(対象基準)

- 第4条 対象となる建設工事は、工事成績評定の基準に基づく評定点が次の各号に掲げる用件をいずれも 満たす工事とする。
 - (1) 工事成績の評定点が少なくとも 1 件は80点以上で、かつ、他は70点以上であること。ただし、前条第3号ただし書の規定による場合は、工事成績の評定点はいずれも80点以上とする。
 - (2) 対象年度において完成した建設工事に係る工事成績の評定点が、当該対象となる建設工事以外の工事についても70点以上であること。

(表彰の対象となる建設業者及び工事技術者)

- 第5条 この要領による表彰の対象となる建設業者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす業者とする。
 - (1)四日市市請負工事入札参加資格者名簿に継続して3年以上登録されている業者であること。
 - (2) 本市から建設工事を直接請け負う業者であること。
- 2 この要領による表彰の対象となる工事技術者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす工事技術

者とする。

- (1) 表彰の対象となる工事技術者は、この要領により選定された優良建設工事請負業者の表彰対象 工事の中で、工事成績評定点が85点以上の優秀な工事を担当した主任技術者等とする。
- (2) 表彰の対象となる工事技術者は、その事業所に3年以上継続して勤務し、かつ表彰時にその事業所が雇用している者であること。

(失格事項)

- 第6条 表彰を行う年度の4月1日前2年間 又は表彰を行う年度の初日から表彰を行う日までの間に、 次の各号のいずれかに該当する建設業者は、この要領による表彰の対象となることはできない。
 - (1) 入札参加資格停止となっている場合
 - (2) 建設業法第5章の規定に基づく監督処分を受けた場合
 - (3) 四日市市請負工事入札参加資格審査会(以下「審査委員会」という。)において、優良建設工事請 負業者及び優秀工事技術者候補として不適当と認められる行為があった場合
- 2 前項の「表彰を行う日まで」とは表彰日当日を指すことから、同日に失格事項に該当した場合は表彰対象とはならない。

(共同企業体)

- 第7条 表彰の対象として、共同企業体の扱いについては、企業体は一個の「建設業者」とみなす。共同企業体を構成する単独の建設業者とは別業者として扱うものとする。
- 2 共同企業体における失格事項の取り扱いについては次のとおりとする。
 - (1) 共同企業体を構成する単独の建設業者が失格事項に該当した場合は、当該共同企業体についても失格事項に該当するものと判断する。
 - (2) 共同企業体が失格事項に該当した場合は、当該共同企業体を構成する単独の建設業者も失格事項に該当するものと判断する。
- 3 共同企業体における優秀工事技術者は代表となる主任技術者又は監理技術者を対象とする。 (表彰審査資料の提出)
- 第8条 総務部検査室長は、 表彰の対象となる建設工事について、優良建設工事請負業者及び優秀工事技術者推薦内申書(第1号様式)を作成し、総務部長に提出するものとする。
- 2 総務部長は、前項の規定により優良建設工事請負業者及び優秀工事技術者推薦内申書の提出を受けたときは、当該内申書に基づき、優良建設工事請負業者及び優秀工事技術者推薦総括表(第 2 号様式)を作成し、優良建設工事請負業者及び優秀工事技術者推薦内申書を添えて審査委員会に提出するものとする。
- 3 審査委員会は優良建設工事請負業者候補及び優秀工事技術者を選定し市長、上下水道事業管理者、 市立四日市病院事業管理者及び四日市市上下水道局請負工事入札参加資格審査会に報告するものとす る。

(優良建設工事請負業者の決定)

第9条 市長は、審査委員会の報告に基づき、優良建設工事請負業者及び優秀工事技術者を決定し、表彰するものとする。

(表彰方法)

- 第10条 表彰は、優良建設工事請負業者及び優秀工事技術者に市長が表彰状を授与して行う。 (表彰件数)
- 第11条 一つの年度における表彰件数は、特に定めない。

(表彰の期日)

- 第12条 表彰は、市長、上下水道事業管理者及び市立四日市病院事業管理者が定める期日に行う。 (庶務)
- 第13条 優良建設工事請負業者及び優秀工事技術者の表彰に関する庶務は、総務部検査室において行う。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長、上下水道事業管理者及び市立四日市事業病 院管理者が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成15年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (表彰の対象となる建設工事)
- 2 この要領による表彰の対象となる建設工事は、施行日以降に完成した建設工事とする。

附 則(平成15年9月22日一部改正)

この要領は、平成15年9月22日から施行する。

附 則(平成17年4月1日一部改正)

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日一部改正)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日一部改正)

この要領は、平成21年4月1日から施行する

附 則(平成21年4月1日一部改正)

この要領は、平成21年6月1日から施行する

附 則(平成23年4月1日一部改正)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月1日一部改正)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

優良建設工事推薦内申書

年 月 日

総務部長 様

検査室長

印

下記工事は、優良建設工事表彰要領の規定に該当するので完成写真と位置図を添えて内申します。

記

						ПГ							
工	Ī	事	名										
工	事	場	所										
Ą	受 剂	主	者										
請	負	金	額				円	契 約	」番号	第			号
工			期	年		月	日	から	年	Ē	月		日
完	成。	年 月	日	年	月	日	検査な	平月日		年	=	月	日
工	事 成	績評	平点						表彰回数 去 10 年				
エ	事	概	要										
内	申	理	由										

その他、対象業者が請け負った完成工事

工事	T.	事	名	請	負	仝	嫍	工事成績評点
年度	<u></u>	 	71	門		MZ.	11只	工事/队順叶灬
<u></u>								

年度 優良建設工事推薦総括表

工事年度	工	事	名	受	注	者	請	負 金 額	工事成績評点